

# 岩手大学における在学期間の特例に関する規則

平成16年4月1日 制定  
平成19年4月1日 最終改正

## (趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学学則第30条の規定に基づき、教育的配慮及び厳正な成績評価により、岩手大学（以下「本学」という。）における在学期間の特例（以下「早期卒業」という。）を行う場合の必要な事項を定める。

## (対象学生)

第2条 早期卒業の対象となる学生は、本学に3年以上在学し、卒業の要件として学部の定める単位を特に優秀な成績をもって修得したと認められる者とする。ただし、編入学した学生及び休学したことのある学生は、早期卒業の対象者とならない。

## (早期卒業候補者の認定)

第3条 2年次終了の時点において、それまでの全ての学期における成績優秀者（岩手大学における授業科目の履修登録単位数の上限に関する規則第4条に規定する者をいう。）のうち早期卒業を希望する者は、各学部長に申請することとする。

2 前項の申請をした者については、各学部の教務委員会又は学務委員会が審査し、教授会の了承を得て早期卒業候補者として認定する。

## (卒業研究等)

第4条 早期卒業候補者には、卒業研究又は特別研究を課す。

2 早期卒業候補者には、3年次終了時又は4年次前期終了時に、最終試験を課す。

## (卒業の認定)

第5条 各学部教授会は、第3条第2項により、早期卒業候補者の認定を受けた学生に対し、3年次終了時又は4年次前期終了時に、卒業の認定を行う。

2 卒業の認定基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 早期卒業候補者として認定を受けた後の各学期の成績についても、「秀」及び「優」の評語が10分の9以上であること。
- 二 各学部が定める卒業に要する所定の科目の単位を取得していること。
- 三 卒業研究又は特別研究の成績が「秀」又は「優」であること。

## (学習指導等)

第6条 学部並びに学科及び課程は、早期卒業候補者の授業計画等にあたって、適切な指導を行うこととする。

2 早期卒業候補者の就職及び大学院受験については、4年次学生と同等に扱う。

## (雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、早期卒業に関し必要な事項は、各学部で別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則は、平成19年4月1日以降の入学者から適用し、平成19年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。